

# 出産育児一時金等の差額支給規程

制定 平成 21 年 10 月 1 日

## 出産育児一時金等の差額支給規程

(目的)

**第1条** この規程は、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第86条又は第97条の規定に基づく出産育児一時金又は家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の支給に関し、医療機関等への直接支払制度を利用し、かつ医療機関等への直接支払額が、法定給付額及び付加給付額の合計額より少ない場合において、被保険者に差額を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(差額の請求方法)

**第2条** 被保険者が差額を請求する場合は、組合の所定の様式「出産育児一時金請求書（差額支給用）」に必要事項を記入のうえ、次の各号のいずれか一つを添付し請求するものとする。

- (1) 平成21年5月29日付保発第0529008号厚生労働省保険局長通知「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」の別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱に基づき作成された明細書
- (2) 医療機関等から交付された分娩費の明細書

(差額支給の額)

**第3条** 被保険者に対する出産育児一時金等の差額支給額は、法定給付額及び付加給付額の合計額から医療機関等への直接支払額を控除した額とする。

(支給時期及び支給方法)

**第4条** 差額は、請求の都度支給する。

- 2 差額は、被保険者に対し支給通知を交付し、銀行振込により支給する。

(雑則)

**第5条** この規程に定めるもののほか、出産育児一時金等の差額支給に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

### 附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

出産育児一時金付加金請求書様式（差額支給用）

※支給決定日			支給決定日 平成 年 月 日			
支給額	法定給付	款 項 目	円	常務理事	事務長	担 当
	付加給付	款 項 目	円			
	合 計		円			
		医療機関支給額	円			
	被保険者支給額	円				

健康保険 被保険者家族 出産育児一時金・付加金請求書（差額申請用）

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	被保険者証の記号番号	記号 番号	被保険者資格取得日	平成	年	月	日	被保険者資格喪失日 (喪失後の場合)	平成	年	月	日	
	被保険者氏名 生年月日	フリガナ		被保険者住所	〒								
					電話 ( )								
	所属事業所及び部署名	電話 ( )											
	被扶養者の分娩である場合はその者の氏名			被保険者と分娩する者の続柄	分娩日	平成	年	月	日				
	出生児が被保険者の被扶養者であるかどうか	ある・ない	出生児が被保険者の被扶養者でないときはその理由										
	①資格喪失後、家族の被扶養者となったときは、その保険証の保険者名・電話番号・記号・番号について			保険者名	全国健康保険協会 ( ) 支 部 ( ) 国 民 健 康 保 険 ( ) 健 康 保 険 組 合								
	②被扶養者が出産した日の半年前に被保険者であった場合は、その当時の、保険者名・電話番号・記号・番号について			電話番号									
				記 号	番 号								
	被保険者に対する支払金融機関の欄	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店									
支店番号		普通・当座		預金番号(右づめ)									
名義人(フリガナ)													

(添付書類) 医療機関等から交付された分娩費明細書

平成 年 月 日提出  
受付日付印